

入試問題・解答の開示は進むか

「大学入学者選抜実施要項」で推進するが・・・

旺文社 教育情報センター 2018年8月

2017年度入試における難関国立大「一般入試」の出題ミスや採点ミスが、今年1月から2月にかけて判明した。ミス自体も問題であったが、ミスが1年近くも見過ごされたことにより、受験生等への影響も多大なものとなった。ミスの再発防止、早期発見を目指し各大学は対応を迫られているが、毎年通知されている「大学入学者選抜実施要項」にも、その内容が反映されている。昨年との相違点を中心にしてみる。

■「大学入学者選抜実施要項」における入試問題・解答の開示促進など

「平成31年度大学入学者選抜実施要項」は、文部科学省高等教育局長名で、今年は6月4日に通知されている。通知先は、各都道府県・各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、各国公立大学長、大学入試センター理事長など。昨年と比較すると、「各大学」の扱いに専門職大学・短期大学が加わったことや、若干の文言の相違が見られるが、大きく変わったのが試験問題に関する項目だ。(以下、下線が昨年と大きく異なる箇所。)

●“入試情報の取扱い” (大学入学者選抜実施要項、第13「その他の注意事項」-2より)

≪2017年度≫

(1) 各大学は、学力検査問題等について、標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするよう努める。公表に当たっては、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるよう努める。



≪2018年度≫

(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

① 試験問題については、原則として公表するものとする。

② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を明示すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

ここでは、試験問題・解答を“原則として”公表することを求めている。また一義的な解答が示せないような問題については、出題の意図又は標準的な解答例等を原則として公表するよう求めている。

そこで、参考までに、国立大学の2018年度入試における試験問題・解答の開示状況を大学HPから見てみた。その結果（7月中旬現在）、HPで試験問題を公開しているのは約44%、大学に向いての閲覧であればOKなのが約12%、資料請求により入手可能なのが7%。また、解答又は出題意図などを掲載している大学は20%程度だった。なお、今年度ではなく、前年度の入試問題を公開している大学は11%あった。一方、問題掲載等が全く無い大学は26%だった。（“公開”には、問題の一部のみを公開している場合も含む。）

●“入学者選抜の実施に係るミスの防止”（同要項、第13-3より）

《2017年度》

入学者選抜の実施に係るミスにより、受験者に影響を与えることがないように、以下の対応を図ることなどにより、ミスを防止するものとする。

(1) 各大学は、入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ガイドラインの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、教員、事務職員等関係者が一体となり、全学的な連携体制の確立に努めるとともに、入試担当教職員をはじめ、入学者選抜に関わるすべての教職員にそれぞれの業務内容の周知徹底や連絡体制の再点検等を行う。

(2) 試験問題の作成においては、チェック体制を不断に点検するとともに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

なお、試験問題の作成につき、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。

(3) 合格者決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認する。

また、追加合格決定業務についても、マニュアルを作成する等、実施体制及び決定手続を明確にする。



《2018年度》

各大学は、受験者に影響を与えることがないように、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜のミスを防止するものとする。

(1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中、実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

- (3) 試験の実施においては、教員、事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。

- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当で二重、三重に点検を行う。

- (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。

- (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなどミスの再発防止に努める。

ここでは、大学の入試業務全体のガバナンス体制構築、外部からの指摘に対する検証対応、ミスに対する再発防止への対応などについて触れている。

* * *

入学選抜におけるミスの防止、ミスが生じた際の対応、問題作成の機密性・公平性、また問題の開示の促進等は国立大だけが対象となっているわけではない。今回の「大学入学者選抜実施要項」を受けて、2019年度入試でのさらなる情報開示等が各大学でどの程度進むか注視したい。

*なお、2017年度の入試ミスに関する情報は以下を参照のこと。

⇒ <http://eic.obunsha.co.jp/resource/viewpoint-pdf/201803.pdf>

(2018.08 常盤)